

団体総合生活保険〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転等によるケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ●急激かつ偶然な外來の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外來の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方または重大な過失によって生じた損害 保険の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害
後 遺 障 害 保 険 金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	同上	同上	同上
傷 害 補 償 基 本 特 約 注	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	同上	扶養者＊1が急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。（重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	扶養者＊1が急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ご契約者、保険の対象となる方または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害
手 術 保 険 金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。＊3 ＊1 傷の処置や拔歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められた評価医療のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっていたり療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金額の10倍の額のみお支払いします。	同上	扶養者＊1が急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。（重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	扶養者＊1が急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または扶養不能状態による扶養不能状態 ご契約者、保険の対象となる方または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） 扶養者の配偶者、保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときには扶養の対象となる方を扶養していない場合
通院 保 険 金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金が重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ＊1 ギブス、ギブスシーネー、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、P1Bプレースおよび三内式シーネをいいます。	同上	扶養者＊1が保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に発生した学資費用＊3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。（重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	扶養者＊1が保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または扶養不能状態による扶養不能状態 ご契約者、保険の対象となる方または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） 扶養者の配偶者、保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときには扶養の対象となる方を扶養していない場合
個人 賠 償 責 任 補 償 特 約 (個人 賠 償 責 任 補 償 特 約 の 一 部 変 更 に 関 す る 特 約 用)	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方ご本人が電車等＊1を運行不能にさせた場合 ■保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物（受託品）＊2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額＊3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 ＊2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 ＊3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	同上	扶養者＊1が保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。（重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	扶養者＊1が保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または扶養不能状態による扶養不能状態 ご契約者、保険の対象となる方または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） 扶養者の配偶者、保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときには扶養の対象となる方を扶養していない場合
一 携 部 変 更 に 関 す る 特 約 の 用)	* 1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 * 2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 * 3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 * 4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 * 5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	同上	扶養者＊1が保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に進学費用＊3を負担した場合 ▶支払対象期間を通じて進学費用保険金額を限度として、負担した進学費用の実額をお支払いします。（重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	扶養者＊1が保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または扶養不能状態による扶養不能状態 ご契約者、保険の対象となる方または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） 扶養者の配偶者、保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときには扶養の対象となる方を扶養していない場合

・保険の対象となる方（被保険者）について

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人＊1」としてご加入できる方は、本校に在籍する学生・生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）となります。

*1加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

※個人賠償責任については、ご本人＊1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人＊1に関する事故に限ります。）。

! 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者の名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。
原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

(注)「急激かつ偶然な外來の事故」により、保険の対象となる方がケガ＊1をした場合に保険金をお支払いします。

※保険の対象となる方が熱中症（日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外來性のいざれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。